

山口県報

平成20年
7月17日
(木曜日)

目 次

選挙告示

- 山口県知事選挙の期日.....一
- 山口県知事選挙において繰上投票を行う投票区及び投票の期日.....一
- 山口県知事選挙に用いる投票用紙の様式.....一
- 山口県知事選挙における選挙長等の住所及び氏名.....二
- 山口県知事選挙における選挙長の事務の取扱い.....二
- 山口県知事選挙における選挙会の場所及び日時.....二
- 山口県知事選挙においてポスター掲示場への掲示を開始することができる日.....三
- 山口県知事選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時.....三
- 山口県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時.....三
- 山口県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額.....三
- 山口県知事選挙における選挙運動用ヒラにはる証紙の様式.....三
- 山口県知事選挙における政治活動用ポスターにはる証紙の様式.....三
- 山口県知事選挙選挙長告示.....四
- 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時.....四



山口県選挙管理委員会告示第五十五号

山口県知事の任期満了による選挙を次の期日に執行する。

平成二十年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

選挙期日 平成二十年八月三日

山口県選挙管理委員会告示第五十六号

平成二十年八月三日執行の山口県知事選挙において、繰上投票を行う投票区及び投票の期日は、次のとおりである。

平成二十年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

市町名	投票区名	投票の期日
下関市	蓋井	平成二十年八月二日
萩市	大島	
	相島	
防府市	見島第一	
	見島第二	
岩国市	柱島	
	端島	
柳井市	黒島	
	平郡第一	
熊毛郡上関町	平郡第二	
	八島	
祝島	祝島	

山口県選挙管理委員会告示第五十七号

平成二十年八月三日執行の山口県知事選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

平成二十年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

一 一般投票

平成二十年八月三日執行

山口県知事選挙投票

注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

山口県選挙管理委員会之印

候補者氏名

備考 用紙は、白色とし、黒色のインクで印刷する。

二 点字投票

点字投票

平成二十年八月三日執行

山口県知事選挙投票

注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

山口県選挙管理委員会之印

候補者氏名

備考

1 用紙は、白色とし、黒色のインクで印刷する。

2 「点字投票」の文字の上に、点字により「ちじ」と表示した透明なシールをはり付ける。

山口県選挙管理委員会告示第五十八号

平成二十年八月三日執行の山口県知事選挙における選挙長及びその職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成二十年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

選挙長	職務代理者
住 所	住 所
氏 名	氏 名
防府市大字田島一五一五の四	山口市道場門前二丁目一番三号
福田隆司	香川智弘

山口県選挙管理委員会告示第五十九号

平成二十年八月三日執行の山口県知事選挙における選挙長の事務は、山口県選挙管理委員会事務局において取り扱う。

平成二十年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

山口県選挙管理委員会告示第六十号

平成二十年八月三日執行の山口県知事選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 平成二十年八月五日午前十時

山口県選挙管理委員会告示第六十一号

平成二十年八月三日執行の山口県知事選挙において、候補者がポスター掲示場への個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日は、次のとおりである。

平成二十年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

開始期日 平成二十年七月十七日

山口県選挙管理委員会告示第六十二号

平成二十年八月三日執行の山口県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 平成二十年七月十七日午後五時三十分

山口県選挙管理委員会告示第六十三号

平成二十年八月三日執行の山口県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 平成二十年七月十八日午後五時三十分

山口県選挙管理委員会告示第六十四号

平成二十年八月三日執行の山口県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

制限額 三三、七八八、四 円

山口県選挙管理委員会告示第六十五号

平成二十年八月三日執行の山口県知事選挙における選挙運動用ビラにはる証紙の様式は、次のとおりである。

平成二十年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

平成20年執行 山口県知事選挙ビラ (番 号) 山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

山口県選挙管理委員会告示第六十六号

平成二十年八月三日執行の山口県知事選挙における政治活動用ポスターにはる証紙の様式は、次のとおりである。

平成二十年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

平成二十年七月十七日印刷
平成二十年七月十七日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

山口県知事選挙選挙長告示第一号

平成二十年八月三日執行の山口県知事選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となつた場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十年七月十七日

山口県知事選挙選挙長 福田隆司

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 平成二十年八月二日午前十時

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

平成20年執行 山口県知事選挙ポスター 第 区(番号) 山口県選挙管理委員会
